

北九州市災害廃棄物処理市民モニター会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災に伴い発生した宮城県石巻市の災害廃棄物の処理を北九州市が行うにあたり、石巻市及び本市での処理状況を確認するために設置する、北九州市災害廃棄物処理市民モニター会議（以下「市民モニター会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 市民モニター会議の活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民モニター会議に出席し、処理状況、放射線量モニタリング結果等を確認すること
- (2) 市内での処理状況（受入、運搬、焼却、埋立等）を確認すること
- (3) 石巻市への視察を行い、現地での処理状況（破碎・選別等）放射線量の測定等について確認すること

2 北九州市は、市民モニター会議に対し、前項各号に関する必要な説明を行うものとする。

(市民モニター)

第3条 市民モニター会議は、処理施設（新門司工場、日明工場、皇后崎工場、響灘西地区廃棄物処分場）の所在地である4区（門司区、小倉北区、八幡西区、若松区）の自治会から推薦された「地域推薦モニター」及び20歳以上の北九州市民（北九州市自治基本条例第3条第1項第1号に定める市民）から広く公募した「公募モニター」で構成する15名程度の市民モニターをもって組織する。

2 市民モニターの任期は平成26年3月31日までとする。ただし、次の各号に該当するときは、任期満了前であっても市民モニターの資格を失うものとする。

- (1) 災害廃棄物の受入が終了したとき
- (2) 前項に定める北九州市民の資格を喪失したとき
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員であることが判明したとき
- (4) 辞退を申し出たとき
- (5) その他市長が認めるとき

(アドバイザー)

第4条 市民モニター会議には放射線や廃棄物等に専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、第2条第1項各号に掲げる事項に関し、必要に応じて助言を行う。

(市民モニター以外の者の出席)

第5条 市民モニター会議において必要があると認めるときは、関係行政機関の職員等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(管理区域内への立入)

第6条 市民モニター会議は、その活動の範囲内において必要があると認めるときは、第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に関し、管理者の立会のもと、処理施設の管理区域内に立ち入ることができる。

(謝礼)

第7条 市民モニターへの謝礼は、第2条第1項第1号に定める市民モニター会議への出席回数に、1回当たり500円を乗じた金額を各年度末に支払うものとする。

(事務局)

第8条 市民モニター会議の事務局を環境局循環社会推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。